

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年11月6日（月）第3363号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) (砂防課取扱い) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 4
- 一般競争入札公告 (総務福利課取扱い) 4

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 7

## 告 示

### 鹿児島県告示第1050号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年11月6日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
垂水市	平成27年7月22日から平成28年12月26日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市新城の一部	平成29年10月23日
伊仙町	平成27年8月24日から平成29年2月27日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町伊仙の一部	平成29年10月23日
南九州市	平成27年8月25日から平成28年11月21日まで	地籍図及び地籍簿	南九州市川辺町田部田の一部	平成29年10月23日

### 鹿児島県告示第1051号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月6日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区 域
南新町地区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市南新町2039番24

2号	鹿児島市南新町2042番
3号	鹿児島市南新町2051番41
4号	鹿児島市南新町2051番3

鹿児島県告示第1052号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大隅地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成29年11月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域の名称	区	域
川北地区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号	肝属郡錦江町城元字出口4888番1
	2号 3号	肝属郡錦江町城元字出口4882番1
	4号	肝属郡錦江町城元字出口4880番
	5号 6号	肝属郡錦江町城元字出口4881番1
	7号	肝属郡錦江町城元字出口4884番2

鹿児島県告示第1053号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年11月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・古志1, 急・古志2, 急・古志3, 急・古志4, 急・古志5, 急・阿室釜1, 急・阿室釜2, 急・阿室釜3, 急・阿室釜4, 急・阿室釜5, 急・阿室釜6, 急・嘉徳1, 急・嘉徳2, 急・阿木名1, 急・阿木名2, 急・節子1, 急・節子2, 急・蘇刈1, 急・伊須1, 急・伊須2, 急・蘇刈2, 急・蘇刈3, 急・蘇刈4, 急・蘇刈5, 急・蘇刈6, 急・蘇刈7, 急・蘇刈8, 急・蘇刈9, 急・蘇刈10, 急・蘇刈11, 急・阿室釜7, 急・小名瀬1, 急・小名瀬2, 急・小名瀬3, 急・清水1, 急・清水2, 急・清水3, 急・清水4, 急・清水5, 急・清水6, 急・清水7, 急・嘉鉄1, 急・嘉鉄2, 急・嘉鉄3, 急・阿鉄1, 急・阿鉄2, 急・阿鉄3, 急・阿鉄4, 急・阿鉄5, 急・阿鉄6, 急・網野子1, 急・網野子2, 急・木慈1, 急・木慈2, 急・木慈3, 急・木慈4, 急・武名1, 急・武名2, 急・武名3, 急・実久1, 急・実久2, 急・芝1, 急・芝2, 急・芝3, 急・知之浦1, 急・知之浦2, 急・知之浦3, 急・阿多地1, 急・阿多地2及び急・阿多地3
土石流	瀬戸内町	土・古志1, 土・古志2, 土・古志3, 土・古志4, 土・古志5, 土・古志6, 土・古志7, 土・古志8, 土・古志9, 土・阿室釜1, 土・阿室釜2, 土・阿室釜3, 土・阿

	室釜 4, 土・阿室釜 5, 土・阿室釜 6, 土・阿室釜 7, 土・阿室釜 8, 土・嘉徳 1, 土・嘉徳 2, 土・嘉徳 3, 土・嘉徳 4, 土・阿木名 1, 土・節子 1, 土・節子 2, 土・伊須 1, 土・伊須 2, 土・伊須 3, 土・伊須 4, 土・伊須 5, 土・蘇刈 1, 土・蘇刈 2, 土・蘇刈 3, 土・蘇刈 4, 土・蘇刈 5, 土・蘇刈 6, 土・蘇刈 7, 土・阿室釜 9, 土・阿室釜 10, 土・阿室釜 11, 土・阿室釜 12, 土・阿室釜 13, 土・小名瀬 1, 土・小名瀬 2, 土・清水 1, 土・清水 2, 土・清水 3, 土・清水 4, 土・清水 5, 土・清水 6, 土・清水 7, 土・清水 8, 土・嘉鉄 1, 土・嘉鉄 2, 土・嘉鉄 3, 土・嘉鉄 4, 土・嘉鉄 5, 土・嘉鉄 6, 土・阿鉄 1, 土・阿鉄 2, 土・阿鉄 3, 土・阿鉄 4, 土・阿鉄 5, 土・阿鉄 6, 土・網野子 1, 土・網野子 2, 土・木慈 1, 土・木慈 2, 土・木慈 3, 土・木慈 4, 土・木慈 5, 土・木慈 6, 土・武名 1, 土・武名 2, 土・芝 1, 土・芝 2, 土・芝 3, 土・芝 4, 土・芝 5, 土・芝 6, 土・芝 7, 土・芝 8, 土・芝 9, 土・実久 1, 土・実久 2, 土・実久 3, 土・実久 4, 土・実久 5, 土・実久 6, 土・知之浦 1, 土・知之浦 2, 土・知之浦 3, 土・知之浦 4, 土・知之浦 5, 土・阿多地 1, 土・阿多地 2 及び土・阿多地 3
--	--

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第1054号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年11月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・古志 1, 急・古志 2, 急・古志 3, 急・古志 4, 急・古志 5, 急・阿室釜 1, 急・阿室釜 2, 急・阿室釜 3, 急・阿室釜 4, 急・阿室釜 5, 急・阿室釜 6, 急・嘉徳 1, 急・嘉徳 2, 急・阿木名 1, 急・阿木名 2, 急・節子 1, 急・節子 2, 急・蘇刈 1, 急・伊須 1, 急・伊須 2, 急・蘇刈 2, 急・蘇刈 3, 急・蘇刈 4, 急・蘇刈 5, 急・蘇刈 6, 急・蘇刈 7, 急・蘇刈 8, 急・蘇刈 9, 急・蘇刈 10, 急・蘇刈 11, 急・阿室釜 7, 急・小名瀬 1, 急・小名瀬 2, 急・小名瀬 3, 急・清水 1, 急・清水 2, 急・清水 3, 急・清水 4, 急・清水 5, 急・清水 6, 急・清水 7, 急・嘉鉄 1, 急・嘉鉄 2, 急・嘉鉄 3, 急・阿鉄 1, 急・阿鉄 2, 急・阿鉄 3, 急・阿鉄 4, 急・阿鉄 5, 急・阿鉄 6, 急・網野子 1, 急・網野子 2, 急・木慈 1, 急・木慈 2, 急・木慈 3, 急・木慈 4, 急・武名 1, 急・武名 2, 急・武名 3, 急・実久 1, 急・実久 2, 急・芝 1, 急・芝 2, 急・芝 3, 急・知之浦 1, 急・知之浦 2, 急・知之浦 3, 急・阿多地 1, 急・阿多地 2 及び急・阿多地 3

土石流	瀬戸内町	土・古志 6, 土・古志 7, 土・古志 8, 土・古志 9, 土・阿室釜 1, 土・阿室釜 2, 土・阿室釜 3, 土・阿室釜 4, 土・阿室釜 6, 土・阿室釜 7, 土・阿室釜 8, 土・嘉徳 3, 土・阿木名 1, 土・節子 1, 土・節子 2, 土・伊須 1, 土・伊須 2, 土・伊須 3, 土・伊須 4, 土・蘇刈 1, 土・蘇刈 2, 土・蘇刈 3, 土・蘇刈 4, 土・蘇刈 5, 土・蘇刈 6, 土・蘇刈 7, 土・阿室釜 9, 土・阿室釜 10, 土・阿室釜 11, 土・阿室釜 13, 土・小名瀬 1, 土・小名瀬 2, 土・清水 1, 土・清水 2, 土・清水 4, 土・清水 6, 土・清水 7, 土・清水 8, 土・嘉鉄 2, 土・嘉鉄 3, 土・嘉鉄 5, 土・阿鉄 1, 土・阿鉄 2, 土・阿鉄 3, 土・阿鉄 4, 土・阿鉄 5, 土・阿鉄 6, 土・網野子 1, 土・網野子 2, 土・木慈 1, 土・木慈 2, 土・木慈 3, 土・木慈 4, 土・木慈 5, 土・木慈 6, 土・武名 1, 土・武名 2, 土・芝 1, 土・芝 2, 土・芝 3, 土・芝 4, 土・芝 5, 土・芝 6, 土・芝 7, 土・芝 8, 土・芝 9, 土・実久 1, 土・実久 2, 土・実久 3, 土・実久 4, 土・実久 5, 土・実久 6, 土・知之浦 1, 土・知之浦 2, 土・知之浦 3, 土・知之浦 4, 土・知之浦 5, 土・阿多地 1 及び土・阿多地 2
-----	------	--

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年11月 6 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

曾於市末吉町深川字朴8488番 1 の一部及び8488番 3 の一部, 字落本8512番 6 の一部, 8515番 1 の一部, 8515番 2 の一部, 8515番 3 の一部, 8515番 4 の一部, 8515番 5 の一部, 8515番 6 の一部, 8515番 7 の一部, 8515番10, 8515番12の一部, 8515番13の一部, 8515番14の一部, 8515番15, 8515番18の一部及び8512番 6 地先里道の一部, 字落ノ上8516番 1 の一部及び8516番12の一部並びに字牧段8525番19の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

佐賀県伊万里市山代町楠久津145番地30  
株式会社伊万里木材市場  
代表取締役 林雅文

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年11月 6 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量  
校務用パソコンの賃貸借 950台
- (2) 借入をする物品等の特質等  
入札説明書による。

- (3) 納入期限  
平成30年2月28日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入期間  
平成30年3月1日から平成35年2月28日まで  
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成29年12月1日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。  
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。  
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等  
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法  
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先  
鹿児島県出納局管財課調達係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-3826  
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間  
平成29年11月6日から同月13日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成29年12月18日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成29年12月19日午前10時  
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 平成29年11月24日午後5時

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県教育庁総務福利課企画調整係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-5191

ファックス番号 099-286-5661

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:

PCs for School use,950 models,one set

(2) DELIVERY PERIOD:

28 February 2018

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 18 December 2017

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

General Affairs Welfare Division

Kagoshima Prefectural Educational Bureau

10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-5191

FAX 099-286-5661

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第47号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年11月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表284の項中「医療法人青雲会介護老人保健施設青雲荘」を「社会医療法人青雲会介護老人保健施設青雲荘」に改め、同表299の項中「医療法人青雲会青雲会病院」を「社会医療法人青雲会青雲会病院」に改める。